

車両重量	1, 400 kg
車両寸法	L = 434 cm W = 169 cm H = 186 cm
燃料の種類	軽油
車両の色	白
リサイクル料金	8, 830 円
最大積載量	850 kg
備考	平成12年騒音規制車

※ 走行距離は令和6年3月15日（金）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。

※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。

※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。

2 入札方法

(1) 本公告に係る物品の売扱いは、K S I インターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。

(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。

URL <https://www.pages.kankochou.jp/guide>

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員となっている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。

(6) その他ガイドラインに定めるところによる。

4 入札の参加申込

入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。

5 物品の確認

(1) 確認の受付

令和6年4月4日（木）から同月23日（火）まで（各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。）に(4)の担当課へ電話にて予約すること。

(2) 確認日

令和6年4月24日（水）

(3) 場所

京都府宇治市宇治琵琶33番地

(4) 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課

電話番号 0774-21-0412

(5) その他

試乗はできない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）

物品名	予定価格
小型トラック車	87, 000 円（リサイクル料金を含む。）

8 入札期間等

(1) 入札期間

令和6年5月7日（火） 午後1時から

令和6年5月14日（火） 午後1時まで

(2) 開札日時

令和6年5月14日（火） 午後1時

(3) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者（その者が2以上あるときは、くじ（官公庁オークション上の自動抽選をいう。）により決定した者）を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する。

(2) 契約締結期限

令和6年5月24日（金） 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払の決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書（2通）に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類（本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。）を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送（特定記録郵便及び書留郵便に限る。）により提出すること（必着）。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和6年5月28日（火） 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額（契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用（売払代金の残額の振込に係る費用等）、運搬費用

、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

1.3 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

1.4 その他

- (1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。
- (2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。
- (3) 1から1.4までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オーナークションから閲覧することができる。

なお、1から1.4までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-21-0412
(掲示済)

宇治市公告第16号

公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により、京都府が予定している宇治都市計画区域区分の変更と併せて行う都市計画の変更案を作成するため、次のとおり公聴会を開催します。

令和6年4月19日

宇治市長 松村 淳子

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時
令和6年5月16日（木）午後3時から
- (2) 場所

宇治市生涯学習センター

2 都市計画の変更の原案の概要

- (1) 都市計画の種類
 - ア 宇治都市計画用途地域
 - イ 宇治都市計画高度地区
 - ウ 宇治都市計画防火地域及び準防火地域
 - エ 宇治都市計画特別用途地区
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
宇治市五ヶ庄戸ノ内の一部及び横島町石橋の一部

3 都市計画の変更の原案の閲覧場所及び閲覧期間

- (1) 閲覧場所
宇治市都市整備部都市計画課
- (2) 閲覧期間
令和6年4月19日（金）から同年5月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 公述申出の方法

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、次により公述申出書（別記様式）を市長に提出しなければなりません。

ア 提出先
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市都市整備部都市計画課
イ 提出期限
令和6年5月9日（木）午後5時必着

2 公述申出者の要件

- ア 当該都市計画区域内において住所を有する者
- イ 都市計画の変更の原案について利害関係を有する者

(3) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した書面の内容により意見を述べることができます。ただし、必要と認めたときは、公述人の数及び公述の時間を制限することができます。

5 公聴会の傍聴

公聴会は、傍聴することができます。ただし、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めたときは、入場制限を行うことがあります。

6 公聴会の中止等

公述申出がない場合は、公聴会は開催しません。

また、災害その他やむを得ない理由により公聴会を延期することがあります。

別記様式

年 月 日

宇治市長 松村 淳子 宛て
住所
ふりがな
申出人氏名
電話

公述申出書

令和6年4月19日付け宇治市公告第16号に登載された都市計画の原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

意見の要旨及びその理由

注意

- 1 意見を述べる都市計画の名称が分かるように記載してください。
- 2 1件の都市計画につき、800字以内で記載してください。
- 3 楷書で明瞭に記載してください。

消防本部

宇治市消防本部訓令甲第2号

宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月27日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市消防署組織規程等の一部を改正する規程

（宇治市消防署組織規程の一部改正）

第1条 宇治市消防署組織規程（昭和46年宇治市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「主査」を「主査、専門員、副主査」に改める。

第4条第4項中「は、上司」を「専門員及び副主査は、それぞれ上司」に改める。

第5条中「及び」を「専門員、副主査及び」に改める。

（宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程の一部改正）

（掲示済）

第2条 宇治市消防署消防分署及び救急出張所の組織に関する規程（昭和51年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書中「主査」を「主査、専門員、副主査」に改める。

第4条第2項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

（宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程の一部改正）

第3条 宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程（昭和57年宇治市消防本部訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、主査」を「、主査、専門員、副主査」に改める。

（宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部改正）

第4条 宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程（昭和58年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「主査を」を「主査、専門員及び副主査を」に改める。

（宇治市消防職員の名称及び職務名に関する規程の一部改正）

第5条 宇治市消防職員の名称及び職務名に関する規程（昭和61年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「主査」を「主査」に改める。

専門員

副主査

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（掲示済）

宇治市消防本部訓令甲第3号

宇治市火災予防規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市火災予防規程の一部を改正する規程

宇治市火災予防規程（令和3年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1省令第2条第6号に規定する資格を有する者の項第1号を次のように改める。

（1）次に掲げる資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の写し

ア 建築主事 建築主事であることを証する書面

イ 建築副主事 建築副主事であることを証する書面及び建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第2項に規定する国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格したことを証する書面

ウ 一級建築士 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第2条第1項に規定する一級建築士免許証

別表第3省令第51条の5第6号に規定する資格を有する者の項第1号を次のように改める。

（1）次に掲げる資格の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の写し

ア 建築主事 建築主事であることを証する書面

イ 建築副主事 建築副主事であることを証する書面及び建築士法第4条第2項に規定する国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格したことを証する書面

ウ 一級建築士 建築士法施行規則第2条第1項に規定する一級建築士免許証

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議会

宇治市議会規定第1号

宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市議会議長 松峯 茂

宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程

宇治市議会事務局規程（昭和58年宇治市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改める。

第6条第4項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

第7条第2項中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改める。

別表第3号イ中「、主任」を「、専門員、副主査、主任」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（掲示済）

教育委員会

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を、ここに公布する。

令和6年3月26日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第1号

行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

（宇治市立幼稚園規則の一部改正）

第1条 宇治市立幼稚園規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改め、同条第5項中「は、上司」を「、専門員及び副主査は、それぞれ上司」に改める。

（宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第2条 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和57年宇治市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「主査」を「主査、専門員、副主査」に改める。

第5条第3項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

第6条中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改める。

別表第1中

「企画調整係」を

「企画調整係 開校準備係」に改める。

別表第2 教育支援センター学校改革推進課の部企画調整係の項に次の1号を加える。

(6) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に関すること。

別表第2教育支援センター学校改革推進課の部に次の1項を加える。

開校準備係

(1) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に関すること。

(2) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に向けた教育課程に係る指導及び助言に関すること。

(宇治市教育委員会の職員の職務名に関する規則の一部改正)

第3条 宇治市教育委員会の職員の職務名に関する規則（昭和58年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第26号を第28号とし、第21号から第25号までを2号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の2号を加える。

(21) 専門員

(22) 副主査

第3条に次の1号を加える。

(29) 保健師

(宇治市図書館規則の一部改正)

第4条 宇治市図書館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

(宇治市歴史資料館規則の一部改正)

第5条 宇治市歴史資料館規則（昭和59年宇治市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び」を「、主査、専門員、副主査及び」に改める。

第14条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 主査、専門員及び副主査は、それぞれの上司の命を受け、担任事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

別記様式第1号中「 あて」を「宛て」に改め、「@」を削り、「貸し出しについて」を「貸出しを受けたいので」に、「~年 月 日」を「から 年 月 日まで」に改める。

(宇治市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第6条 宇治市立小学校及び中学校の事務職員の職の設置に関する規則（平成2年宇治市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 専門幹

(2) 事務主任

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項中「事務主任、専門員、主任、主査」を「専門幹、事務主任、主任」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「、専門員、主任及び主査は、」を「及び主任は、それぞれ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 専門幹は、上司の命を受けて特に重要な事務又は特定の範囲の事務を処理するほか、担任の事務を処理する。

(宇治市生涯学習センター規則の一部改正)

第7条 宇治市生涯学習センター規則（平成5年宇治市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改める。

第13条第2項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

(宇治市源氏物語ミュージアム規則の一部改正)

第8条 宇治市源氏物語ミュージアム規則（平成10年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条中「主幹」を「主幹、主査、専門員、副主査」に改める。

第15条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 主査、専門員及び副主査は、それぞれの上司の命を受け、担任事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に改め、「@」を削り、「貸し出し」を「貸出し」に、「~年 月 日」を「から 年 月 日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市教育委員会告示第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年3月22日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年3月25日 午後7時45分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 報告

3 専決事項の報告について

4 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を制定するについて

5 市職員を任免するについて（管理職）

6 専決事項の報告について

(掲示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

(宇治市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 宇治市教育委員会事務決裁規程（昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「主査、」を「主査、専門員及び副主査、」に、「教務」を「教務、専門員及び副主査」に、「及び」を「、専門員及び副主査並びに」に、「主査を」を「主査、専門員及び副主査」に改める。

別表第2教育支援センター学校改革推進課に関する事項の項目第6号を第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に関すること。				
ア 特に重要なもの	○			
イ 重要なもの		○		
ウ 比較的重要なもの		○		
エ 軽易なもの			○	○

(7) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に向けた教育課程に係る指導及び助言に関すること。					
ア 特に重要なもの	○				
イ 重要なもの		○			
ウ 比較的重要なもの			○		
エ 軽易なもの				○	○

(センター長等の掌理する事務を定める規程の一部改正)
第2条 センター長等の掌理する事務を定める規程（平成27年宇治市教育委員会教育長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

教育支援センター学校教育課主幹	教育ICTの推進に関すること。
-----------------	-----------------

」を
に、

教育支援センター学校教育課主幹	教育ICTの推進に関すること。
教育支援センター学校教育課主幹	幼稚園に係る学事に関すること。

」を
に改める。

歴史資料館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。

」に改める。

歴史資料館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。

」

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年3月28日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「（ウトロ地区住環境改善事業担当の室長を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

監査委員会

宇治市監査委員告示第1号

宇治市監査基準の一部を改正する基準を、次のとおり定める。

令和6年3月22日

宇治市監査委員

宇治市監査基準の一部を改正する基準

宇治市監査基準（令和2年宇治市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第9号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第8条第2項中「、施行令第158条の2第5項」を「、法第243条の2第10項」に、「、地方税の収納事務の受託者」を「、指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市監査委員告示第2号

宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月22日

宇治市監査委員

宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程

宇治市監査委員事務局規程（昭和58年宇治市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び」を「、専門員、副主査及び」に改める。

第6条第3項中「及び主査」を「、主査、専門員及び副主査」に改める。

別表第1第3号中「、主査」を「、主査、専門員、副主査」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年3月25日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

1 監査の結果を公表した日

令和6年2月27日（宇治市監査委員公表第5号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 都市整備部 公園緑地課

公益財団法人宇治市公園公社

監査期間 令和5年12月1日～令和6年1月23日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1 出納業務の状況について 委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な業務の執行に努められたい。		法人に対し、年度末分の委託料支払いについて、一部の職員が会計処理を誤認していったことが原因であったため、年度末分であっても会計処理規則に基づき、業務完了後に支払事務を実施するよう指導いたしました。 所管課として、適正な処理が行われるよう、引き続き指導してまいります。